

平成 26 年度「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 調 査 協 力 の お 願 い

国土交通省では「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」を、昨年と同様、「不正改造車排除運動強化月間」にあわせて実施することとなり、整備事業者による入庫車両の点検について当会へ協力の要請がありました。

会員の皆様におかれましては、下記点検等へのご協力を宜しくお願いいたします。

1. 実施期間

平成 26 年 10 月 1 日(水)から 10 月 31 日(金)までの 1 ヶ月間

2. 整備事業者の実施内容：

上記実施期間内に実施した結果を、下記 A・B（A：入庫車の黒煙測定結果、B：自主点検結果）に記入し、事業部宛に FAX 送信をお願いいたします。

調査結果の FAX 送信先 東整振事業部 F A X 03-5365-9224

A：入庫車の黒煙測定結果

＜測定方法＞

- ①入庫時にディーゼル黒煙測定を実施する。
- ②点検整備終了後、再度ディーゼル黒煙測定を実施する。
- ③低減率を算定する($((①-②)/①) \times 100 = \%$)

点検後の黒煙低減率	台 数 (台)	割 合 (%)
低減率 0 %		
低減率 1%以上 10 %未満		
低減率 10 %以上 20 %未満		
低減率 20 %以上 30 %未満		
低減率 30 %以上		
合 計		

B：自主点検結果

自主点検結果項目	台 数 (台)
エア・クリーナーを清掃した車両数 (①)	
エア・クリーナーを交換した車両数 (②)	
エア・クリーナーの清掃・交換の必要がなかった車両数 (③)	
点検を実施した車両総数 (①+②+③)	